

=各法律事務所でコピーして弁護士・事務局にお渡しください=

**2014. 3. 11 学習会開催します。**

**「日本労働弁護団 高木太郎幹事長が**

**安倍雇用「改革」を斬る」実施のお知らせ**

呼びかけ人：池本誠司、大倉浩、小林哲彦、金子直樹、野本夏生

安倍首相は、「日本を企業が最も活動しやすい国にする。」、「雇用維持型」から「雇用移動支援型」に変えるというキーワードで、雇用「改革」を進めようとしています。

具体的には、①正社員を派遣社員に置き換えるために、常用代替の原則禁止を実質的になくし、派遣を無限に利用できるようにする派遣法の改悪、

②正社員を無限定正社員と限定正社員に分断し、無限定正社員には、サービス残業や遠距離配転を強い、限定正社員には、職場がなくなれば解雇ができるとする整理解雇法理の脱法、

③平等に適用されなければならない労働法制の適用を免除する特区構想など、「日本を労働者が最も働きにくい国にする。」企みを次々と打ち出しています。これらの規制緩和の企みは、戦後最大の労働者に対する攻撃といえます。

しかし、労働法制の度重なる緩和により、非正規社員は1906万人（全労働者の36.2%）にまで増加し、1997年に年収446万円とピークに達した労働者平均年収は、2012年には377万円にまで下がりました。これ以上労働法制を骨抜きにすることは、ワーキングプアを増加させ、格差を広げ、国内の経済を冷え込ませることになります。

そこで、安倍首相の規制緩和の企みを学び、反対の声を広げていきたいと考え、本学習会を企画しました。高木太郎幹事長の講演後に、質疑応答や意見交換も行います。今後、学習会の講師や労働事件を担当する弁護士の先生方、また、事務局のみなさまの積極的なご参加をお願いいたします。

**「日本労働弁護団 高木太郎幹事長が**

**安倍雇用「改革」を斬る」**

日 時 2014年3月11日（火）午後6時30分～午後8時30分まで

内 容 開会あいさつ、講演、質疑応答・意見交換、行動提起

場 所 埼玉会館 7 A

埼玉総合法律事務所 (FAX: 048-866-0425)まで、ご返信ください。

2014. 3. 11 学習会に参加する。

事務所名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_